

## 令和7年度 第2回恵庭市保健センター運営協議会会議記録

日 時：令和8年1月15日（木） ※返信期日

場 所：書面による開催

（委員）貝嶋会長、神田副会長、山本委員、紺藤委員、江川委員  
高岡委員、竹内委員、寺田委員、中井委員、中村委員  
（市）保健センター長、保健課長、  
保健予防担当主査、スタッフ

※各委員へは会議資料を送付し、1月15日(木)までに意見等を求めた。  
協議事項は下記のとおり。

### ◎協議事項

#### 【1】恵庭市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について

### ◎委員からの質問・意見については下記のとおり

#### 【1】恵庭市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について

##### A委員

P.13の物資に関して、感染症対策物資の備蓄は、恵庭市民に対してのものという理解でよいか。

##### B委員

継続的な情報提供について、マスクの着用等、季節性インフルエンザに対しても個人レベルの感染予防の普及が大切と思う。

##### C委員

今回の計画は、北海道の行動計画を踏まえ、訓練や物資備蓄などによる危機対応力の強化を重視している点と、対策項目を7項目に整理し、準備期・初動期・対応期の3段階に再編されたことで、時期ごとの対応がわかりやすくなった2点がよいと思う。

一方で、感染症対策においては予防が重要であると考えますが、その点あまり前面には示されていないように感じた。本計画が感染症予防計画等と役割分担されている可能性も踏まえ、準備期における市民への予防啓発や感染予防行動の定着など、平時からの予防的取組との連動がより分かる形で示されることが、計画の実効性向上につながると考える。

##### 事務局

ご質問・ご意見ありがとうございます。先ず、ご質問についてご回答させていただきます。

ご質問いただいたP.13の「物資」につきまして、市が、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するものとなります。この備蓄においては、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができるとしており、恵庭市民の生命や健康を保護するために備蓄されるものとなります。

感染症予防対策にかかるご意見につきまして、特に準備期における市民への感染予防を重要なものと考え、いただいたご意見を参考とし、予防的取組との連動がよりわかる形として計画でお示しする等、平時から感染予防の必要性の継続的な周知に努めて参ります。

#### 【2】その他

・特になし

以上